

業 務 速 報

NO. 928
2014. 9. 17
J R 東海労働組合
発行 淵上 利和
編集 本橋 浩司

2014年度協約・協定改訂第8回団体交渉 会社が最終回答を提示！

本部は9月16日、第8回協約・協定改訂団体交渉を開催しました。今回はこの間の議論を踏まえ会社から最終回答が提示されました。回答として、協約等の改訂に関する事項5項目、制度等の改正に関する事項4項目が示されました。

回答は介護休暇の取得条件変更や介護休暇および看護休暇の取得条件変更など僅かな前進はありましたが、私たちの要求の柱である労使関係の改善、新人事・賃金制度の改善、一方的休日出勤解消、年休完全取得、60歳以降の雇用・労働条件の改善、新幹線開業50周年記念、職場諸要求等からすれば、不誠実で不十分な回答と言わざるを得ません。この回答に対し本部は不満の意志を明らかにし、再申し入れを行いました。要求獲得に向け粘り強く闘います。

会社回答と主な議論は以下の通りです。

会 社 回 答

【協約等の改訂に関する事項】

1. 介護休職の取得条件の変更
2. 介護休暇および看護休暇の取得条件の変更
3. 業災休暇および通災休暇の請求手続きの変更
4. 調整手当の級地区分の一部見直し
5. 基本協約および就業規則等の条文の改訂

【制度等の改正に関する事項】

1. 結婚記念品の選択肢拡大
2. 名古屋セントラル病院における脳ドッグの利用補助
3. 名古屋セントラル病院の看護師に対する教育支援制度の拡充
4. 家族用社宅等における移転取扱いの見直し

介護休職の取得条件の変更

1. 内容

基本協約第13条第8号に定める介護休職について、同一要介護者ごとに通算して365日以内に要介護状態ごとに必要な連続した期間を2回まで分散して取得することができるようにする。

2. 実施期日

平成26年10月1日

組合：365日を2分割して365日まで取得できるということによいか。例えば200日と165日に分けて2回取得できるということによいか。

会社：その通りである。

介護休暇および看護休暇の取得条件の変更

1. 内容

(1) 基本協約第61条第1項第11号に定める介護休暇の取得条件について、「4月1日から翌年3月31日までの間に、要介護状態にある対象家族が1人の場合は5日、2人の場合は10日以内。」を「4月1日から翌年3月31日までの間に、要介護状態にある対象家族が1人の場合は5回、2人の場合は10回以内。なお、付与回数は1勤務単位とする。」とする。

(2) 基本協約第61条第1項第13号に定める看護休暇の取得条件について、「4月1日から翌年3月31日までの間に、対象となる子が1人の場合は5日、2人の場合は10日以内。」を「4月1日から翌年3月31日までの間に、対象となる子が1人の場合は5回、2人の場合は10回以内。なお、付与回数は1勤務単位とする。」とする。

2. 実施期日

平成26年10月1日

組合：付与回数は5回あるいは10回以内、付与回数は1勤務単位とするとなっているが、泊まり勤務者の場合は日数にすると、それぞれ10日あるいは20日に増えるということによいか。

会社：その通りである。勤務指定が2日にわたる勤務となっているところに介護休暇、看護休暇を取得した場合は1勤務で2日の休暇となる。最大で10日あるいは20日の休暇となる。

業災休暇および通災休暇の請求手続きの変更

1. 内容

基本協約第62条第2項5号および6号に定める事由の証明となる書類について、「医師の診断書」を「医師の診断書等」とする。

2. 実施期日

平成26年10月1日

組合：「医師の診断書等」について具体的に明らかにすること。

会社：診断書、医療機関の発行した領収書などを想定している。

組合：「医師の診断書等」のコピーは認められるのか。

会社：本通を持っていないかもしれないケースがあるので、不鮮明なものは認められないがケースバイケースで判断する。

組合：薬袋は認められるのか。

会社：業災休暇および通災休暇請求では認めない。

調整手当の給地区分の一部見直し

1. 内容

基本協約第115条第1項第1号に定めるA給地の区分について、「山梨県（都留市に限る。）」を削除する。

2. 実施期日

平成27年7月1日

なお、平成27年6月30日から引き続いて実施期日に都留市に在勤する社員については3年間の経過措置を設ける。

組合：A級地から「山梨県（都留市に限る。）」を削除する理由は何か。

会社：都留市はもともとA級地に指定していなかったが、リニア実験センターができた時に特例的にA級地として認めていたものである。リニア中央新幹線計画が本格化した時に、都留市以外に勤務する社員が増えてくると、都留市内に在勤する社員と格差が出てくるため本来のD級地とする。

基本協約および就業規則等の条文の改訂

1. 内容

(1) 基本協約第7条第1項第3号、第101条第3項、第113条第1項および第175条において、「人事部長」を「会社」に改訂する。

(2) 基本協約第26条第4項第5号および専任社員の雇用に関する協約第4条第2号「勤務成績が著しく不良で改善の見込みがなく、就業に適さない場合又は他の社員の業務遂行に支障が生じる場合」に改訂する。

(3) 基本協約第160条の10第2号において、乗務手当 B の支給対象者に「2車種以上乗務可能と認められた運転士が、ワンマン行路に乗務した場合」を追加する。

(4) 就業規則第79条第1項第8号エにおける「助産婦」を「助産師」に改訂する。

(5) 契約社員就業規則第30条および臨時社員就業規則第33条それぞれ第3項を新設し、次の通りとする。

3 第1項に基づき出向を命ずるときの取扱いについては、出向規程（平成2年10月1日社達第31号）の定めを準用する。なお、これによれない場合は人事部長が別に定める。

2. 実施期日

平成26年10月1日

組合：条文の改訂を行う理由を明らかにすること。

会社：不適切な表記の変更あるいは記載がなかったものがあったので表記変更、追記をおこなった。

組合：基本協約第26条第4項第5号および専任社員の雇用に関する協約第4条第2号について「勤務成績が著しく不良で改善の見込みがなく、就業に適さない場合又は他の社員の業務遂行に支障が生じる場合」に改訂する理由は何か。

会社：昨年度の協約改訂で懲戒に関する条文の改訂を行ったが、そこで改訂すべきであった条文について今回改訂する。

組合：昨年度の協約改訂時に改訂すべきだったということか。

会社：そうである。それ以外に他意はない。

組合：乗務手当Bの支給対象者について「2車種以上乗務可能と認められた運転士が、ワンマン行路に乗務した場合」としているが、この間は乗務手当Bの支給対象になっていなかったのか。

会社：対象となっており支給していた。しかし条文に明記されていなかったもので追記することとした。

組合：契約社員および臨時社員の出向について条文を新設した理由を明らかにすること。

会社：契約社員および臨時社員を出向させる場合、準拠する規程を明確にした。

結婚記念品の選択肢拡大

1. 内容

結婚記念品について、選択品目を現行10品目から約400品目に拡大する。

2. 実施期日

平成27年4月 1 日以降の申請より

名古屋セントラル病院における脳ドックの利用補助

1. 内容

年度末年齢が35歳以上 3 歳毎の年齢に該当する社員のうち、以下の条件をすべて満たす者が名古屋セントラル病院で脳ドックを受診する場合、会社が費用の一部を補助し、自己負担額を10,000円とする。

- (1) 特定保健指導の非対象者、または特定保健指導の対象者で特定保健指導に参加している者
- (2) 非喫煙者
- (3) 人間ドックを過去 2 年のうち 1 回以上受診している者

※名古屋セントラル病院で脳ドックを受診する場合の費用は41,040（税込）

2. 実施期日

平成27年 4 月 1 日

組合：希望者すべてを対象とするべきではないのか。

会社：会社としては、人間ドックを受けていない方などを対象とする考えはない

名古屋セントラル病院の看護師に対する 教育支援制度の拡充

1. 内容

名古屋セントラル病院における教育支援制度を拡充し、認定看護師の資格取得支援に加え、新たに専門看護師の資格取得支援制度を設ける。

2. 実施期日

平成27年 4 月 1 日

家族用社宅等における移転取扱いの見直し

1. 内容

家族用社宅に居住する社員が、居住中の家族用社宅から通勤可能な業務機関へ転勤となった場合で、当該業務機関最寄りの家族用社宅に空きがある場合に限り、居住中の家族用社宅から当該業務機関最寄りの家族用社宅への移転を認めることとする。

なお、この際の移転費用は個人負担とする。

併せて、独身寮および単身赴任者用社宅における移転取扱いについて、これまで対象外であった地区を新たに対象とする。

2. 実施期日

平成26年12月以降準備でき次第

組合：すべてのケースで移転を認めるのか。

会社：ケースバイケースである。より便利になる度合いが大きくなる場合に認める。

組合：その基準はあるのか。

会社：「連絡文書」でケースによる移転可否を各職場に明らかにする。詳細は現場で聞いてほしい。

以 上

本部は最終回答について、何ら要求に応えていないことから、『申第9号・2014年度基本協約・協定改訂に関する再申し入れ』を提出しました。

『申第9号』に基づく第9回団体交渉は9月24日13:00から開催します。